

標 題：

機関室内海水・汚水管及び  
甲板上海水管装置の保守管理について

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 322

Date: 平成11年8月4日

関係船主・造船所各位

最近のポートステートコントロール(PSC)検査において多岐にわたる欠陥が指摘され、多くの船舶が拘束されています。それらの欠陥の中で“Others”に分類されるものが一番多く報告されており、これには機関室内の海水、汚水管装置及び甲板上海水管装置のテープあるいはパッドプレート等による修理が含まれています。これは、PSC 検査官がこれらの修理方法を管装置の恒久的な修理方法として認めていない事によるものと判断されます。

そこで、航海中に機関室内及び甲板上のこれらの管装置に損傷が発生した場合について、次の対応を取られるよう推奨いたします。

1. 以下の手順に従い保守を行う。(添付フロー図参照)
  - (1) 管装置の損傷が発見された場合、他に類似の損傷がないか調査を行う。
  - (2) 発見された損傷部分が本船にて直ちに新替不可能と判断された場合、その機能を維持するための最善の仮修理を行う。なお、本会検査員による確認が必要な場合、申込を行い検査を実施する。
  - (3) 船長は上記の損傷状態、仮修理の方法を記載した実施記録を保管維持するとともに、本修理の速やかな実施計画(時期、場所及び修理方法を含む)及び必要な場合受検計画を作成し、その手配を陸上の保守管理者に報告する。
  - (4) 陸上の保守管理者は、上記修理実施計画に基づき修理又は資材等の手配を行うと共に、船長に書面にて手配の結果を通知する。
  - (5) 船長は修理実施計画及び保守管理者からの通知を保管維持するとともに、本修理の準備を行う。
  - (6) 修理実施計画に従い本修理を実施する。なお、本会検査員による確認が必要な場合、申込を行い検査を実施する。
  - (7) 船長は管装置の点検を適正な間隔で実施させ、その実施記録を保管維持する。
2. ISM Codeを適用した船舶については、安全管理システムで要求される船舶及び設備の保守として、確立された手順に従って処置を行う。

この対応については、United States Coast Guard 本部 PSC 担当者に説明を行い、基本的な理解をしていただいております。

本件に関する取扱いの詳細及びご不明の点につきましては、本会検査技術部審査部門(Tel.03-5226-2027, Fax.03-5226-2029)までお問い合わせ願います。

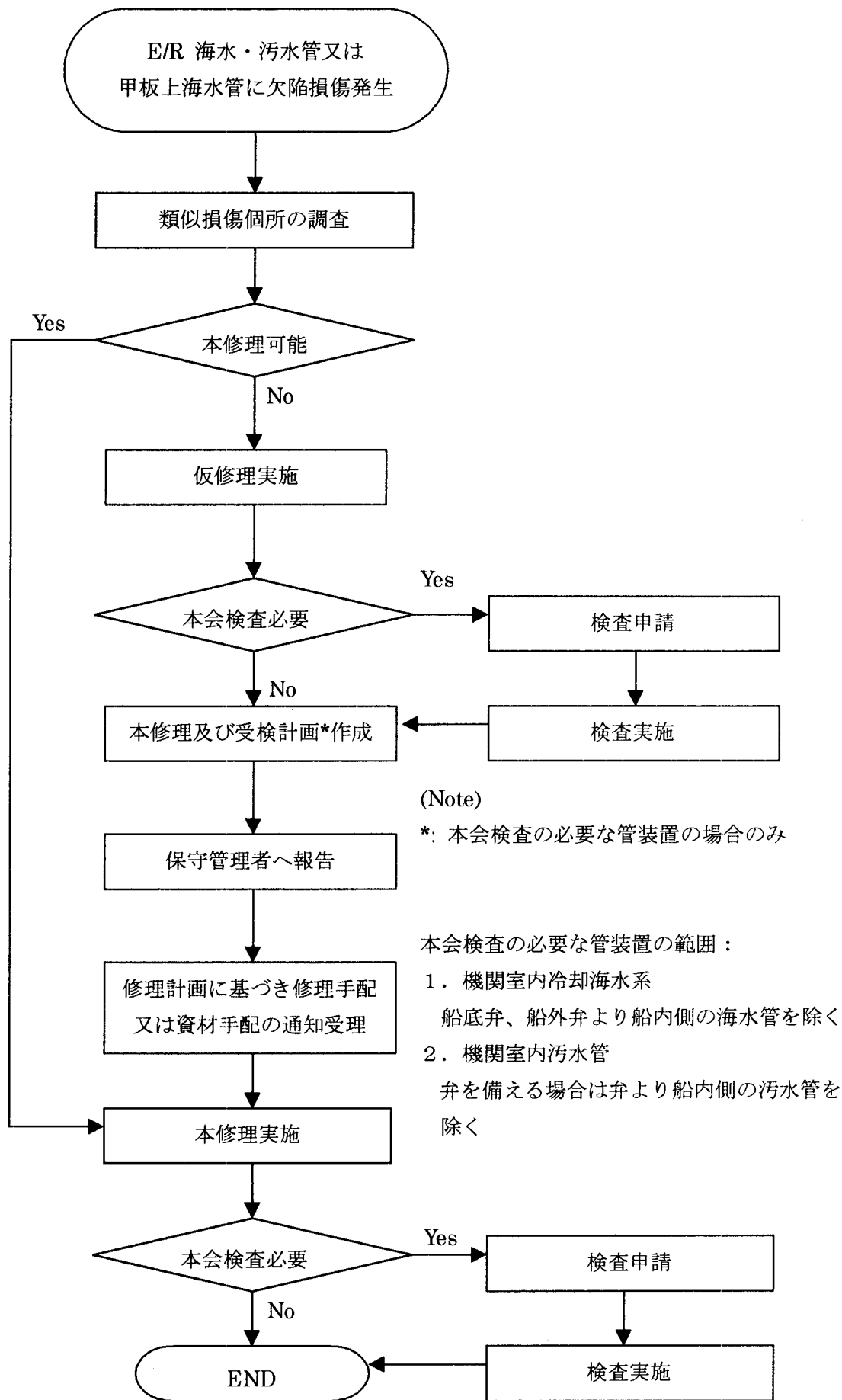
以上

添付：E/R 及び甲板上 piping の修理のフロー図

# ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567



E/R 及び甲板上 piping の修理のフロー図